

規制改革ホットライン処理方針(案)  
 (令和5年11月16日から令和6年1月19日までの回答)

地域産業活性化ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
No.67農地所有適格法人の要件緩和	その他	◎	1
店舗納品荷下ろし時の路上駐車規制緩和	現行制度下 で対応可能	◎	2
駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証の 発行	現行制度下 で対応可能	◎	3
食品寄贈における食品関連事業者の免責	【消費者庁】 検討に着手 【厚生労働 省】対応不可	△	4

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化班関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	No.67 農地所有適格法人の要件緩和
具体的内容	わが国農業の振興や農地の荒廃を回避するためにも、農地所有適格法人の要件を緩和すべきである。特に、①一定の要件を満たす公開会社による農地所有の容認や、②上場持株会社(HD)の連結子会社の農地所有適格法人に関しても、農業者以外の者の持株比率を100%まで認めるべきである。
提案理由	<p>現行の農地法において、農地所有適格法人となる株式会社は「公開会社でないもの」に限られている。そのため、農地所有適格法人になることができない農業法人は、賃貸借形式でしか農地や採草放牧地を確保することができず、また、農地所有適格法人は上場による資金調達に難しい。</p> <p>特に、このことが農業を大規模かつ安定的に経営していく上で障害となっている。例えば、天候による影響を受けにくい生産施設(農業用ハウス、ICT等の先端技術と販売力を融合させ、かつ地域資源エネルギーを活用した次世代施設園芸)や、アニマルウェルフェアにも配慮した大規模な酪農施設などを建設・運営しても、土地に関して期間満了に伴う返却を求められた際は多額の建設費用をかけたものが何ら補償なく原状回復を行わねばならず、資産除去債務を計上する必要があり、損益計算上のコストが増大するという実態が発生する。</p> <p>また、農業法人の経営にあたって、上場による資金調達を志向する企業も近年増加している中、農地所有適格法人では、農業者以外の者の議決権は総議決権の2分の1未満とされており、株主による牽制機能等ガバナンス面での問題が考えられる。</p> <p>(要望実現により)上場後も資本政策や資金調達等において不透明な制限を受けることがなくなり、かつ公正な開示ルールに従うことで社会全体による適切な企業統治・牽制も保たれると考える。併せて、わが国の食料自給率の向上に向け、農業の大規模化や6次産業化の推進の観点からも、農地を所有する株式会社に係る株式を上場させることは、ヒト・モノ・カネの側面からも少子高齢化に伴うわが国農業の衰退を回避する上での有力な選択肢になると期待される。</p>
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	農地所有適格法人とは、①株式会社の場合にあっては、公開会社でないこと、②農業関係者の有する議決権の合計が当該法人の総議決権の過半を占めること等とされています。	
該当法令等	農地法第2条第3項及び第3条第2項	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>農地法においては、法人の農地取得は、農業関係者が議決権の過半を占める農地所有適格法人に限定していません。</p> <p>一方、農地所有適格法人以外の法人による農地取得については、農業関係者以外の者の意思決定による農業からの撤退、農地の転売等を心配する声が、農業・農村現場にあることも事実であり、慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>なお、農地所有適格法人の資金調達の柔軟化については、令和4年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、</p> <p>① 食料安全保障を念頭に現場の様々な懸念を払拭する措置等を引き続き検討する、</p> <p>② 実施時期について、「引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置」することとされています。</p> <p>農林水産省としては、当該閣議決定に基づき、農業関係者による決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置について、引き続き検討を進めます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化班関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和6年1月19日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	店舗納品荷下ろし時の路上駐車規制緩和
具体的内容	店舗納品荷下ろし時の路上駐車について、「貨物集配中車両専用の駐車場所整備」、「オンラインによる駐車許可証発行」等に取り組んでいただいているが、更なる規制緩和、取組みの拡大をしていただきたい。
提案理由	首都圏や都市部中心に、店舗敷地に駐車場を構えることができない店舗が多くあり、その場合は駐車が可能な路上に配送用トラックを止め、納品作業を行わざるを得ないケースが多くある状況である。配送車両の駐車場所を確保できないことで、店舗から離れた駐車が可能な路上から納品作業を行うことで作業時間が伸びてしまい、結果として、配送ドライバーの労働時間増加、不要な排気ガス(CO2)の増加に繋がっている。「貨物集配中車両専用の駐車場所整備」、「オンラインによる駐車許可証発行」等に取り組んでいただいているが、専用駐車場所の数が少ないこと、駐車可能な時間が限られていること、また、駐車許可自体が下り難いことで、実務で十分に活用できていない状況もある。規制緩和により、配送業務の効率化が図られることは、政府が掲げる成長戦略にもある、「カーボンニュートラル」や「中小企業の労働生産性向上」にも繋がると考える。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	警察庁国土交通省
制度の現状	<p>都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。</p> <p>例えば、駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができるとされています。</p> <p>また、都道府県公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、駐車規制の対象とされる道路の部分に駐車することが可能となっております。</p>	
該当法令等	道路交通法第4条第1項及び第2項、第45条第1項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>違法駐車をはじめとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は必要不可欠です。</p> <p>他方、物流業界は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」(令和5年2月9日付け警察庁丙規発第4号ほか)を各都道府県警察に発出し、安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しをするに当たっては、貨物集配中の車両を駐車禁止規制の対象から除いたり、道路管理者と連携して駐車スペースの確保を検討するなどの必要な指示等を行い、物流の効率化に繋がる施策を行っているところです。</p> <p>また、駐車許可については、警察庁のウェブサイトと警察行政手続サイトを開設し、過去に許可を受けた同一内容のもの等について、オンラインによる申請が可能となっており、申請者の更なる利便性の向上にも努めているところです。</p> <p>引き続き、地方公共団体等に対して路外駐車場の整備等について働き掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、駐車規制の見直し等を推進してまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化班関連

番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和6年1月19日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証の発行
具体的内容	商品配送時駐車場がなく、且つ、近隣に配送用の駐車場が別途確保できない店舗への配送において、安全配慮策を併せて講じることで特別枠として駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証を発行していただきたい。
提案理由	商品配送時駐車場がなく、且つ、近隣に配送用の駐車場が別途確保できない店舗への配送においては、現状、店舗から離れた駐車可能な路上に駐車しなければ商品配送が行えない状況である。今後、配送員の労働環境の改善も求められる社会情勢の中、安心・安全及び環境に配慮した配送を行うには、店舗近隣にて駐車可能な路上に駐車を行う必要があると考える。コンビニエンスストアをはじめ、日常生活に必要な商品の販売のみならず、災害時の対応等地域の不便を解消し続けることにより、社会・生活インフラの役割を果たす店舗は数多くある。停車時間は5分以内と規定されているが、加工食品等は荷下ろしには時間を要する。安全配慮策を併せて講じることで特別枠として駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証を発行していただくことにより、配送効率向上に繋がると考える。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	警察庁国土交通省
制度の現状	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができるとされています。 例えば、駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができるとされています。	
該当法令等	道路交通法第4条第1項及び第2項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>違法駐車をはじめとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は不可欠です。</p> <p>他方、物流業界は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」(令和5年2月9日付け警察庁内規発第4号ほか)を各都道府県警察に発出し、安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しをするに当たっては、貨物集配中の車両を駐車禁止規制の対象から除いたり、道路管理者と連携して駐車スペースの確保を検討するなどの必要な指示等を行い、物流の効率化に繋がる施策を行っているところです。</p> <p>現在、貨物集配中の車両については、場所の特性に応じて駐車規制の見直しを進めているところですので、引き続き、地方公共団体等に対して路外駐車場の整備等について働き掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、駐車規制の見直しを推進してまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化班関連

番号:4

受付日	所管省庁への検討要請日	令和5年11月17日	回答取りまとめ日	令和5年12月13日
-----	-------------	------------	----------	------------

提案事項	食品寄贈における食品関連事業者の免責
具体的内容	製造・卸での返品商品や、消費期限内の食品をフードバンクへ寄贈する際に、製造者責任を免責としていただきたい。
提案理由	食品ロスの削減の推進に関する法律(19条)の中に、「未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われる支援」と記載がある。しかし、食品衛生法や製造物責任法に基づき、贈与による損害が発生した場合、食品関連事業者が商品を販売した時と同等の責任を負うことになっているため、商品寄贈を進める弊害の一部となっている。製造時における異物混入、細菌等の汚染といった最低限の責任を食品関連事業者は負いながら、配送や管理といった観点での製造元の責任を免責としていただきたい。未利用食品に関する寄贈の規制を緩和することで食品ロス削減に寄与できると考える。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	消費者庁厚生労働省
制度の現状	<p>【消費者庁】 食品関連事業者等及びフードバンク等の中間事業者は食品を仮に営利目的ではなく社会貢献的な目的で無償提供した場合であっても、事故が起きてしまった場合には、製造物責任法に基づく製造物責任等を問われる可能性があります。</p> <p>【厚生労働省】 食品衛生法(昭和22年法律第233号)は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。</p> <p>当該目的を踏まえ、食品衛生法第6条に規定されているような、直ちに人の健康を害するおそれが極めて高い食品を販売することや、販売するために製造、加工、調理、陳列することなどを禁止しています。</p>	
該当法令等	<p>【消費者庁】 製造物責任法第3条</p> <p>【厚生労働省】 食品衛生法第1条(目的) 食品衛生法第6条(販売等を禁止される食品及び添加物)</p>	
対応の分類	<p>【消費者庁】 検討に着手</p> <p>【厚生労働省】 対応不可</p>	
対応の概要	<p>【消費者庁】 食品寄附等の促進のための法的措置の検討については、食品ロス削減推進会議の枠組みを活用して、これまでも食品関連事業者、フードバンク、子ども食堂など、各方面の御意見を丁寧にお聞きしながら検討を進めているところです。令和5年10月13日に開催された食品ロス削減推進会議において、食品寄附等に係る法的責任の在り方について検討を進めていく上での論点をお示ししました。米国のように、善意の食品提供について、一律の民事・刑事上の法的責任を問わないとする制度を日本にいきなり導入すると、関係事業者による食品管理等に係るモラルハザードが引き起こされ、結果として寄附が進まない可能性があり、むしろ、関係する事業者同士の信頼関係や最終受益者からの信頼性を高める枠組みを考える必要があるのではないかとといった点が確認されました。</p> <p>この場で確認された論点等を踏まえ、年末までに取りまとめるべく、各方面の御意見を更に丁寧にお聞きしながら、関係省庁全体で検討を深めます。</p> <p>【厚生労働省】 飲食に起因する食品衛生上の事故が発生した場合には、都道府県等の食品衛生担当部局は、食品衛生法に基づき、その原因等について必要な調査を実施し、原因施設の営業の禁停止を含め、事案に応じた対応をとることとなります。これは、健康被害の拡大や再発の防止のために行うものであり、食品ロス削減のために提供された食品であるか否かは関係ありません。</p>	

区分(案)	△
-------	---